

令和 7 年度第 2 回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和 8 年 1 月 29 日（火）13 時 30 分～14 時 30 分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 3 階研修室
出席委員 伊藤三徳委員、岩本眞知子委員、奥村孝宏委員、加藤高久委員、倉橋誠委員、
柴田ひとみ委員、仙石三喜男委員、樋崎恵子委員、豊田正康委員、夏目交授委員、
成田康弘委員、吉村健一委員
（あいうえお順）
欠席委員 市橋栄子委員、今井裕一委員、近藤泰三委員、棚垣恵美子委員
事 務 局 金子淳市民福祉部長、大竹康文保険年金課長、
河野郁文給付グループリーダー、虎澤智子年金国保グループリーダー、
山田浩昭収納グループリーダー、畑佐枝里子主査

13 時 30 分開会

課 長	本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。保険年金課長の大竹と申します。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。
	ただいまから、令和 7 年度第 2 回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会します。会議に先立ちまして、市長からあいさつを申し上げますところですが、他の公務のため欠席となりますので、市民福祉部長の金子が代読させていただきます。
部 長	（市長あいさつ代読）
課 長	本日の協議会は、定数 16 人中、12 人のご出席をいただいております。「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 8 条」により、この会議が成立したことを報告します。
	それでは、本運営協議会に諮問を行います。
部 長	（諮問書を読上げ）
会 長	それでは正式に多治見市より諮問を受けましたので、これより会議を進めさせていただきます。審議に入ります前に、本会につきまして多治見市情報公開条例第 23 条の規定により、公開の対象とすることといたします。傍聴人に関しては事務局よりいい旨、確認させていただいております。本日の会議録署名者に奥村孝宏委員及び加藤高久委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。それではただいま諮問されました議題に入ります。議第 1 号「多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	（議第 1 号について説明）

会 長	ただいまの説明について、質疑、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。
委 員	協会けんぽでは保険料率が来年度初めて 10%から 9.9%に下がり、岐阜支部では 1 人当たり 390 円減る計算ですが、子ども・子育て支援金に関する加入者 1 人当たりの支援金額について、事業所も併せて 1 人あたり 390 円という試算になっており、減った分がたまたま同程度増える形になっています。給与明細では合計して引かれることが多く、問い合わせをいただくことがあり、広報に力を入れています。多治見市も十分に広報をやられるといいかと思います。
会 長	その他よろしいでしょうか。それではご質問ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
委 員	なし
会 長	ご異議ないようですので、本案については了承することに決しました。 それでは次に、議第 2 号「令和 8 年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	（議第 2 号について説明）
会 長	ただ今の説明について、質疑、ご意見等ありましたら挙手にてお願いいたします。
委 員	特定健康診査の受診率向上対策事業の実施について、店舗等での啓発活動や期間限定で受診者へのインセンティブの導入を行うとあるが、具体的にどんなことをやりますか。 また、仮算定の廃止について、4 月から 6 月までは保険料の徴収を行わず、7 月から 3 月までで徴収していくと 1 回あたりの支払額は増えますか。また、年金受給者等の特別徴収はどのような算定方法になりますか。
事 務 局	店舗等の啓発活動については、市内のスーパーなどに保険年金課の職員が出向き特定健診の啓発を行うことを考えております。 受診者のインセンティブについては、受診された方に 500 円のクオカードの送付を考えております。財源については、財政調整基金から繰り入れて、期間限定で 3 年くらい重点的に行いたいと考えております。 仮算定の廃止については、普通徴収の方は、これまで納期が 12 回だったものが、令和 8 年度から 7 月から 3 月の 9 回になります。こちらに関しては引き続き周知が必要だと考えています。特別徴収については、これまでどおりとなり、4 月と 6 月は 2 月の天引き額を仮算定数値として年金天引きとなります。
委 員	パブリックコメントなどやっておられると思いますが、何か意見はありましたか。
事 務 局	意見はありませんでした。
会 長	その他よろしいでしょうか。それではご質問ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	なし
会 長	ご異議ないようですので、本案については了承することに決しました。

部 長	パブリックコメントはありませんでしたが、おそらく被保険者の皆さんは、具体的にどういうことが起こるのか意識していらっしゃらない可能性が高いと思います。実際には、年間にいただく保険料は仮算定があってもなくても変わらないですが、4月から6月は保険料をいただかず、その分を残りの9か月でいただくので、1回にいただく額は増えます。すると、何らかの混乱が生じることは想定しています。なるべくその混乱を少なくするために周知をしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
会 長	諮問された議事については以上になります。続きまして事務局からの報告事項として、特定健診及び特定保健指導について説明をお願いします。
事 務 局	(報第1号について説明)
会 長	報第1号の説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。
委 員	ワンコインレッスンとは具体的にどのようなものですか。
事 務 局	コパンさんと年間12回行っているものです。内容はプログラムに沿ったものであり、エアロビクスやビートボクシングなど様々です。1回500円で1時間半ほど、運動したり骨密度や筋肉量を測ったりする機会にもなっております。
委 員	脳ドックについて、人数の上限はありますか。また、特定保健指導については多治見市の保健師さんがやってみえるのか、外部委託の方がやってみえるのか参考までに教えていただきたいです。
事 務 局	令和7年度の脳ドックは700名を募集しておりました。毎年6月に申込を受け付けております。年々受診者数が減っている傾向にあり、本年度は9月に再募集をして、合計596名の申請がありました。
	保健指導に関しては、外部への委託は行っておらず、多治見市の職員にて行っております。
委 員	財政規模の小さいところでは、透析の患者さんが一人出るととても苦勞している印象ですが、多治見市は透析の患者数の推移などは把握していますか。
事 務 局	毎年人数を把握、管理しています。個人もわかるようになっておりますので、そういった方々がどのような健康状態かも把握しております。ただ、国保を離脱して社保に移るなどすると、その後の状態を追っていくのはなかなか難しいですが、数としては把握をしております。
会 長	現状どれぐらいの方々が透析の対象になってみえますか。
事 務 局	毎年新規で10名ほどいらっしゃいます。
委 員	オーラルフレイル予防教室について、前年度は日程が後ろのほうに詰まっていたので運用が難しかったと思いますが、今年度は9月くらいからバランスよく日程を組んでいただいたので、さわやか口腔健診を受けに来られた方にも紹介しやすかったです。ただ、どういうものかがまだ浸透していないように思います。口腔フレイルの予防にもいいことだと思うので、今後も事業を継続して行ってほしい。

委 員	特定健診の受診率について、令和3年度から下降気味で、逆に県平均は上昇しています。受診率が下がってくると、県の支出金にプラス加算がされないのではないのでしょうか。
事 務 局	おっしゃるとおり、県負担金の保険者努力支援分の7割から8割くらいは、保険者の取り組み状況に対して、国から県を通じて交付されるものになります。市町村の様々な取り組みに対して点数化をして、国の予算約400億円を市町村の点数配分に応じて交付金として分けております。特定健診に関する項目は3年前の受診率を用いて算定されるので、令和7年度の受診率が下がると令和10年度の点数が減点になる可能性はあります。ただし、こういった基準を設けて交付されるかは、その年によって異なり、例えば令和8年度ですと、同規模の市町村と比較し、受診率が下位4分の1であれば点数を減点するという評価項目があります。また、前の年より受診率が増えたら加点されるなどの評価項目になることもあります。それはその年になってみないと変わらないので、来年度受診率が上がっていくように取り組んでいきます。
委 員	特定健診受診者の年齢別のデータはありますか。大まかで結構ですので教えていただきたいです。
事 務 局	令和7年度に関して、40代の方が15から16%、50代の方が20から25%、60代の方が30から35%、70歳から74歳の方が37%を推移しています。
委 員	ワンコインレッスンについて、特定健診の受診者が4,100人ほどいて、レッスンの参加者がのべ31人となっており、受診者の1%にも満たない数字ですが、何が要因と考えられますか。
事 務 局	令和6年度に100円から500円に値上がりしていること、働いていらっしゃる方だと平日の日中での参加が難しいことなどがあげられます。
委 員	私が昔勤めていたところは、契約しているスポーツクラブを1回500円で利用でき、時間帯なども気にせず、プールやマシンなど好きなものを利用できました。ワンコインでレッスン受けられますとPRしていても、実際にはこの時間しか利用できないというような状態を作てはいけけないので、現状の31人が少しでも増えていくように見直しをしていってほしいです。
委 員	仮算定の廃止の件で、恵那市では6月から納付する方針でやってみえます。毎月支払う保険料は少しでも安いほうがいいですが、多治見市の場合は6月からはできないのでしょうか。
事 務 局	そちらの件につきましては内部でも検討いたしました。問題は所得が確定する時期にあります。恵那市では5月に所得を確定するがその後に何件か所得の変更があると聞いております。変更の都度、再度通知を送っているという構成であり、多治見市も同じ方法をとると、修正に係る案件が約1,000件発生すると見込んでおります。そうであればギリギリまで所得の確定を待ち、7月からの納付とすることとしました。
委 員	財政調整基金について、令和6年度決算年度末残高が3億6,000万円ほどになってしまっています。令和6年度には2億3,000万円ほど取り崩しています。もし次年度に同程度の取り崩しがあれば1億円を切ってしまうこともあるかと

	と思いますが、これはどうなりますか。なくなってしまうのではないのでしょうか。
事 務 局	財政調整基金の推移については、令和 6 年度決算のうち剰余金を 6,000 万円積み、令和 7 年度は 8,000 万円ほど取り崩す予定ですので、令和 7 年度末時点で 3 億 5,000 万円ほどになる予定です。令和 3 年度から 6 年度は毎年 1 億円から 2 億円ほど取り崩してきております。こちらは保険料が大幅に上がるのを防ぐために段階的に基金を取り崩してきました。この取り崩しにつきましては令和 7 年度で終了となりますので、今後は赤字等がなければ 3 億円前後の残高が推移していくものと見込んでおります。
委 員	どこかお金を補填したいとき、取り崩し分が足りなくなってくることがあるのではないのでしょうか。
事 務 局	現状の国保会計の剰余金では基金に積み立てていくのは難しいと考えておりますので、基本的に赤字が発生すればその補填に充てていくことになります。
委 員	そうすると保険料をかなり上げることになるのでしょうか。
事 務 局	保険料は変わりません。岐阜県の保険料率に合わせることで、将来的に岐阜県下での保険料統一を目指しておりますので、どの自治体でも保険料率是一緒になります。
会 長	その他よろしいのでしょうか。以上で提案されました議事等はすべて終了いたしました。本協議会は今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものいたします。以上を持ちまして、本協議会を閉会いたします。

以上

14 時 30 分閉会

令和 8 年 1 月 29 日

議事録署名者 委員 ㊟

委員 ㊟